

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第44条の2 第10項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

附則第7条の4 第3項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第8条の2の5 第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第1号」の次に「に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」を加え、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「第4条の6 第8項」を「第4条の6 第11項」に、「第4条の6 第9項」を「第4条の6 第10項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第4条の6 第8項」を「第4条の6 第11項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「第4条の6 第9項」を「第4条の6 第10項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（総務省令附則第4条の6 第8項に規定するものに限る。）又はバス（同条第9項に規定するものに限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令附則第4条の6 第10項に規定するものに適合するもの
附則第9条の4の2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の北海道税条例附則第8条の2の5 第7項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。